

○重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例

昭和48年11月7日

条例第25号

改正 昭和49年3月28日条例第15号

昭和53年12月25日条例第23号

昭和58年1月27日条例第2号

昭和59年9月28日条例第18号

昭和59年12月22日条例第19号

平成2年3月16日条例第11号

平成5年6月25日条例第9号

平成6年12月22日条例第18号

平成8年3月12日条例第1号

平成10年3月17日条例第6号

平成10年6月26日条例第16号

平成11年3月16日条例第7号

平成12年12月27日条例第44号

平成13年9月26日条例第26号

平成14年9月24日条例第33号

平成15年3月20日条例第4号

平成15年9月19日条例第24号

平成16年7月16日条例第19号

平成20年3月19日条例第6号

平成20年10月1日条例第24号

平成21年3月19日条例第9号

平成22年3月18日条例第6号

平成24年3月14日条例第9号

平成26年9月22日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し、医療費の一部を助成することによって、保健の向上に資するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳(以下「身障手帳」という。)の交付を受けた者(以下「身体障害者」という。)であって、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる1級、2級又は3級(心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害に限る。)に該当する者
 - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)第6条第1項に規定する精神保健福祉センター又は精神科を標ぼうする医療機関の医師において重度の知的障害(知能指数がおおむね35以下、なお、肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者については、おおむね50以下であって、日常生活において介護を必要とする者)と判定又は診断された者
 - (3) 精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳(以下「精神保健手帳」という。)の交付を受けた者(以下「精神障害者」という。)であって、精神保健福祉法施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に掲げる1級に該当する者
- 2 この条例において「ひとり親家庭等の母又は父及び児童」の「母」、「父」及び「児童」とは、次の各号に該当する者をいう。
- (1) 「母」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、生活保護法による保護を受けていない者のうち、次の各号のいずれかに該当する者であること。
 - ア 18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者を扶養又は監護している者
 - イ 18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者を扶養している者
 - (2) 「父」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であって、生活保護法による保護を受けていない者のうち、次の各号のいずれかに該当する者であること。
 - ア 18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者を扶養又は監護している者
 - イ 18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者を扶養している者
 - (3) 「児童」とは、次の各号のいずれかに該当する者であること。
 - ア ひとり親家庭の母または父に現に扶養され、若しくは監護され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者(引き続いて特別支援学校の高等部(専攻科を除く。))に在学する者にあつては、在

学する期間を含む。)

イ ひとり親家庭の母又は父に現に扶養され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者

3 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (4) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (5) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)

4 この条例において「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(その者が医療保険各法による被保険者(健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)若しくは組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の、当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付額とを合算した額が、当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。

5 条例第4条に定める「一部負担金」とは、規則で定める一部負担金をいう。

6 この条例において「付加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

7 この条例において「基本利用料」とは、高確法第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。

8 この条例において「食事療法標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

9 この条例において「生活療養標準負担額」とは、健康保険法第85条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

(助成の対象)

第3条 町長は、医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者である重度心身障害者及びひとり親家庭等の母又は父及び児童であつて、次の各号のいずれにも該当しない者に対し、当該重度身障者及びひとり親家庭等の母又は父及び児童に係る疾病及び負傷の医療に関する経費(重度心身障害者のうち精神障害者にあつては入院に係るものを除き、ひとり親家庭等の母又は父にあつては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。)について助成する。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者

(2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている者

(3) 重度心身障害者で、次のいずれかに該当する者

ア 所得の額が、規則で定める額以上であること。

イ 重度心身障害者の生計を主として維持する配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)の所得の額が、規則で定める額以上であること。

ウ 65歳以上で高確法の規定による医療を受けていない者。または、同法の規定による医療を受けている場合においては、規則第2条第1号及び高確法第67条第1項第2号に掲げる者以外の者

エ 医療保険各法において高確法の医療給付と同等の給付が受けられる者については当該医療を受けることができる間

(4) ひとり親家庭等の母又は父及び児童で、次のいずれかに該当する者

ア ひとり親家庭の母又は父の所得の額が、規則で定める額以上であること。

イ ひとり親家庭の母又は父の生計を主として維持する扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。

ウ 両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている児童の養育者(以下「養育者」という。)の所得の額が、規則で定める額以上であること。

エ 養育者の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。

(助成の額)

第4条 医療に関する経費の助成の額は、医療費から受給者が負担すべき一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び付加給付の額を控除して得た額とする。ただし、15歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者は、受給者が負担すべき食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び付加給付の額を控除して得た額とする。

2 町長は、第2条第7項に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

(受給者証の交付申請)

第5条 医療に関する経費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請書を町長に提出するものとする。

(受給者の決定等)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、医療に関する経費を助成すべきものと認めるときは、その助成の決定をするものとする。

2 町長は、前項の規定により、助成を決定したときは、当該医療に関する経費の助成を申請した者に対し、医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

(受給者証の提示)

第7条 前条第1項の規定により、医療に関する経費の助成の決定を受けた者(以下「受給者」という。)は医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)において、医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示するものとする。

(助成の方法)

第8条 医療に関する経費の助成は、町長が、その額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。

2 町長は、特に必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、助成する額を受給者に支給することにより行うことができる。

(届出の義務)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所等を変更したとき。
- (2) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(助成の終了)

第10条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日からこの条例による医療に関する経費の助成を行わないものとする。

- (1) 第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。

(損害賠償との調整)

第11条 町長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成額の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第12条 町長は、偽り、その他不正の手段により助成を受けた者があるときは、当該助成を受けた者又はその保護者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則(昭和49年3月28日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則(昭和53年12月25日条例第23号)

この条例は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則(昭和58年1月27日条例第2号)

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則(昭和59年9月28日条例第18号)

この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則(昭和59年12月22日条例第19号)

この条例は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則(平成2年3月16日条例第11号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成5年6月25日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年12月22日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

(標準負担額に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から平成8年9月30日までの間は、この条例の規定による改正後の条例第2条中「標準負担額」とあるのは、「500円(健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額)」とする。

附 則(平成8年3月12日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、平成8年1月1日から適用する。

附 則(平成10年3月17日条例第6号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年6月26日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則(平成11年3月16日条例第7号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月27日条例第44号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年9月26日条例第26号)

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成14年9月24日条例第33号)

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成15年3月20日条例第4号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年9月19日条例第24号)

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成16年7月16日条例第19号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月19日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第4項、同条第5項、同条第8項、第3条及び第7条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月1日条例第24号)

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月19日条例第9号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月18日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行前に行われた医療に関する給付の対象年齢は、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月14日条例第9号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月22日条例第14号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

○重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則

昭和48年11月12日

規則第4号

改正 昭和53年12月25日規則第9号

昭和58年1月27日規則第2号

昭和59年3月29日規則第2号

平成2年3月16日規則第1号

平成5年7月30日規則第43号

平成6年12月22日規則第10号

平成13年10月1日規則第19号

平成15年4月1日規則第14号

平成15年9月24日規則第34号

平成16年7月16日規則第12号

平成20年3月31日規則第10号

平成20年12月30日規則第23号

平成22年3月19日規則第4号

平成26年10月31日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和48年ニセコ町条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一部負担金)

第2条 条例第2条第5項の規定による一部負担金は次のとおりとする。

(1) 受給者とその属する世帯全員が市町村民税非課税の場合

初診時一部負担金(医科診療に係るときは初診1件につき580円、歯科診療に係るときは初診1件につき510円、柔道整復師に係るとき(こども医療給付事業を除く)は初診1件につき270円)

(2) 上記以外の場合

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第67条第1項第1号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療被保険者が同法の規定により負担すべき額(基本利用料及び食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。)に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「令」という。)第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、同条第1項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、令第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、44,400円とし、令第14条第3項の

高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第3項の規定にかかわらず12,000円とする。

(一部負担金と基本利用料の合算)

第2条の2 前条第2号の場合であって受給者が条例第2条第7項に規定する基本利用料を負担した場合には、当該基本利用料を加算した額で算定するものとする。

(条例第3条第3号及び同条第4号に規定する所得の額等)

第3条 条例第3条第3号及び同条第4号に規定する所得の範囲は、別表によるものとする。

(受給者証の交付申請)

第4条 条例第5条の規定による医療に関する経費の助成を受けようとする者又は保護者は、受給者証交付申請書(別記第1号様式又は別記第2号様式)を、町長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 重度心身障害者医療に関する経費の助成を受けようとするものは、条例第2条第1項第1号に規定する手帳又は同2号に規定する状態にあることが判定又は診断された書類
- (2) ひとり親家庭等医療に関する経費の助成を受けようとする者は、現に児童を扶養又は養育している事実を明らかにすることができる書類
- (3) 条例第3条第3号及び同条第4号に規定する受給者又は配偶者若しくは扶養義務者の所得の状況を明らかにする書類
- (4) 規則第2条第1号に規定する者(その属する世帯員全員が市町村民税非課税者に限る。)にあつては、世帯員全員が市町村民税非課税者であることを確認できる書類。

3 町長は、前項の規定にかかわらず、申請書に添付すべき書類の内容が公募等によって確認できるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。

4 町長は第2項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

(受給者の決定)

第5条 町長は、条例第6条第1項により、受給資格者であることを決定したときは、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給者証交付通知書(別記第3号様式)により、受給資格者であることを承認しないことを決定したときは、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下通知書(別記第4号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(受給者証の交付)

第6条 条例第6条第1項の規定により受給資格者であることを決定したときは、申請者に重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給者証(別記第5号様式又は別記第6号様式)を交付するものとする。

2 前項の受給者証は、毎年更新するものとし、その期間は、9月1日から9月30日までとする。た

だし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

3 前項の更新には、受給資格者の所得を明らかにする書類を添付するものとする。ただし、内容が公募等によって確認できるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。

4 町長は前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

(受給者証の再交付申請)

第7条 受給資格者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったことにより、受給者証の再交付を受けようとするときは、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書(別記第7号様式)を、町長に提出してその再交付を受けることができる。

(条例第4条第2項に規定する額等)

第7条の2 条例第4条第2項に規定する額及び計算方法並びに負担区分等は令第15条第3項(同項第2号に掲げる者については第1号を適用する。)に規定する額とする。

(助成金の交付申請)

第8条 受給資格者は、条例第8条第2項の規定による医療に関する経費の支給を受けようとするときは、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費支給申請書(別記第8号様式)を、町長に提出するものとする。

(助成金の交付の決定)

第9条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、受給者に支給することを決定したときは、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費支給決定通知書(別記第9号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(届出)

第10条 条例第9条第1項第1号の規定による届出は、氏名又は住所等変更届(別記第10号様式)により、同項第2号の規定による届出は、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費支給資格喪失届(別記第11号様式)により行うものとし、当該届書には受給者証を添付するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則(昭和53年12月25日規則第9号)

この規則は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則(昭和58年1月27日規則第2号)

この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月29日規則第2号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(平成2年3月16日規則第1号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成5年7月30日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年12月22日規則第10号)

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則(平成13年10月1日規則第19号)

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成15年4月1日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行し、平成14年10月1日から適用する。

附 則(平成15年9月24日規則第34号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成16年7月16日規則第12号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第10号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月30日規則第23号)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成22年3月19日規則第4号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年10月31日規則第18号)

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

別表(第3条関係)

第3条に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法

1 所得の額

(1) 条例第3条第3号に規定する所得の額は、前年の所得(1月から9月までの分の医療に関する経費の助成については、前々年の所得とする。以下同じ。)とし、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第8条第1項において準用する同令第2条第2項に定める額とする。

(2) 条例第3条第4号に規定する所得の額は、前年の所得とし、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第2条の4第3項に定める額とする。

2 所得の範囲及び所得の額の計算方法

(1) 所得の範囲

ア 条例第3条第3号に該当する場合にあっては、特別児童扶養手当等の支給に関する法

律施行令第8条第2項において準用する同令第4条の規定によるものとする。

イ 条例第3条第4号に該当する場合にあっては、児童扶養手当法(昭和36年11月29日法律第238号)第9条第2項並びに同法施行令第2条の4第4項及び第3条第1項の規定によるものとする。

(2) 所得の額の計算方法

ア 条例第3条第3号に該当する場合にあっては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第3項において準用する同令第5条の規定によるものとする。

イ 条例第3条第4号に該当する場合にあっては、児童扶養手当法施行令第4条第1項及び第2項の規定によるものとする。

別記第1号様式(第4条関係)

重度心身障害者医療費受給者証交付申請書

年 月 日

ニセコ町長 様

同意・申請者 住所
氏名 印
対象者との続柄

資格の認定において必要な所得状況等の公簿の閲覧に同意し、重度心身障害者医療費受給者証の交付を申請します。

記

※受給者番号						
申請内容	対象者の状況	フリガナ				住所
		対象者				
		生年月日	年 月 日生(歳)			
	世帯主	フリガナ				住所
		対象者との続柄				
		身体障害者手帳	交付年月日	年 月 日	身体障害の等級	
	受給資格判定	療育手帳	交付年月日	年 月 日	判定	A・B
			番号	第 号		
		判定(診断)	判定(診断)年月日	年 月 日	総合判定(診断)	重度・中度・軽度
	医療保険	種別	政・組・船・共・国	記号番号		
被保険者(世帯主)			被保険者証発行機関			
高齢者の医療の確保に関する法律		医療受給者証番号	資格取得年月日	年 月 日		
添付書類						
※決定欄	振込金融機関			福祉手当該当・非該当	該当() 非該当	
	1 上記申請内容を審査の結果、適当と認められたので受給者証を交付する。					
	2 次の理由により上記申請を却下する。					
却下理由						

(注) 申請者は※欄は記入しないでください。

別記第2号様式(第4条関係)

ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書

年 月 日

ニセコ町長 様

同意・申請者 住所
氏名 印
対象者との続柄

資格の認定に必要な所得状況等の公簿の閲覧に同意し、ひとり親家庭等医療費受給者証の交付を申請します。

記

※受給者番号						
申請内容	対象者の状況	親子の別	親	子		
		フリガナ				
		対象者				
		生年月日	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)
		申請者との続柄				
	同居・別居	同居・別居別	同居・別居	同居・別居	同居・別居	同居・別居
		別居地				
		別居の理由				
	受給資格要件の状況	父母の状況	氏名	父(配偶者)	母	
			状況	生存		生存
死亡		年 月 日	死亡	年 月 日		
ひとり親家庭等となった理由		死別・離別・行方不明・遺棄・拘禁・配偶者の障害・両親の死亡・両親の行方不明・その他			発生年月日 年 月 日	
医療保険		種別	政・組・船・共・国	記号番号	附加給付	有・無
	被保険者(世帯主)		被保険者証発行機関			
	添付書類					
※決定欄	振込金融機関		児童扶養手当	該当・非該当		
	1 上記申請内容を審査の結果、適当と認められたので受給者証を交付する。 2 次の理由により上記申請を却下する。					
	却下理由					

(注) 申請者は※欄は記入しないでください。

別記第3号様式(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

ニセコ町長

印

重度心身障害者
ひとり親家庭等 医療費受給者証 (交 付)
(再 交 付) 通知書

年 月 日付けで申請ありました重度心身障害者医療費受給者証

(交 付) ひとり親家庭等医療費 (交 付) 申請については、別添重度心身障害者
(再 交 付) (再 交 付)
医療費受給者証・ひとり親家庭等医療費受給者証のとおり交付いたしますので通知しま
す。

別記第4号様式(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

ニセコ町長

印

重度心身障害者
ひとり親家庭等 医療費受給者証交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請ありました重度心身障害者医療費受給者証交付申請、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請については、次の理由により申請を却下しましたので通知します。

(理由)

別記第5号様式(第6条関係)

その1

 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 重度心身障害者医療費受給者証 </div>	
記 号	番 号
受 給 者	住 所
	氏 名
	男・女
	生 年 月 日
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
発行機関名及び印	
交 付 年 月 日	年 月 日

(備考) 日本工業規格6977番(91mm×125mm)

注 意 事 項

- 1 この証で保険医療機関等において診療を受ける際は初診の場合に限り次の初診時一部負担金を支払ってください。
 - ① 医科受診の場合 580円
 - ② 歯科受診の場合 510円
 - ③ 柔道整復受療の場合 270円
 - ④ その他町長が定める額
- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証)に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- 3 受給者の資格がなくなったときは、速やかにこの証を町長に返してください。
- 4 氏名、居住地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて町長にその旨を届け出てください。
- 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に町にその旨を届け出てください。
- 6 この証を破ったり、汚したり又は失ったときは、再交付を受けてください。
- 7 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに町長に返してください。
- 8 不正にこの証を使用した者は、罰法により処分を受けます。

その2

 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 重度心身障害者医療費受給者証 </div>	
記 号	番 号
受 住 所	
給 氏 名	男・女
者 生 年 月 日	
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
発 行 機 関 名 及 び 印	
交 付 年 月 日	年 月 日

(備考) 日本工業規格B7番(91mm×128mm)

注 意 事 項

- 1 この証で保険医療機関等において診療を受ける際は次の一部負担金を支払ってください。
 - ① 医科、歯科、調剤、柔道整復の場合
1割に相当する額
 - ② その他町長が定める額
- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証)に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- 3 受給者の資格がなくなったときは、速やかにこの証を町長に返してください。
- 4 氏名、居住地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて町長にその旨を届け出てください。
- 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に町長にその旨を届け出てください。
- 6 この証を破ったり、汚したり又は失ったときは、再交付を受けてください。
- 7 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに町長に返してください。
- 8 不正にこの証を使用した者は、罰法により処分を受けます。

その3

 重度心身障害者医療費支給者証	
記 号	番 号
受 住 所	
給 氏 名	男・女
者 生 年 月 日	
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
発 行 機 関 名 及 び 印	
交 付 年 月 日	年 月 日

(備考) 日本工業規格B7番(91mm×128mm)

注 意 事 項

- 1 この証で保険医療機関等において診療を受ける際は初診であつて高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金の支払を必要とする場合に限り次の初診時一部負担金を支払ってください。
 - ① 医科受診の場合 580円
 - ② 歯科受診の場合 510円
 - ③ 柔道整復受療の場合 270円
 - ④ その他町長が定める額
- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、後期高齢者医療被保険者証に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- 3 支給者の資格がなくなったときは、速やかにこの証を町長に返してください。
- 4 氏名、居住地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて町長にその旨を届け出てください。
- 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に町にその旨を届け出てください。
- 6 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 7 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに町長に返してください。
- 8 不正にこの証を使用した者は、罰法により処分を受けます。

その4

 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 重度心身障害者医療費受給者証 </div>	
記 号	番 号
受 住 所	
給 氏 名	男・女
者 生 年 月 日	
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
発 行 機 関 名 及 び 印	
交 付 年 月 日	年 月 日

(備考) 日本工業規格B7番(91mm×128mm)

注 意 事 項

- 1 この証で保険医療機関等において診療を受ける際は次の一部負担金を支払ってください。
 - ① 医科、歯科、調剤、柔道整復の場合
1割に相当する額
 - ② その他町長が定める額
- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証)に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- 3 受給者の資格がなくなったときは、速やかにこの証を町長に返してください。
- 4 氏名、居住地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて町長にその旨を届け出てください。
- 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に町長にその旨を届け出てください。
- 6 この証を破ったり、汚したり又は失ったときは、再交付を受けてください。
- 7 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに町長に返してください。
- 8 不正にこの証を使用した者は、罰法により処分を受けます。

別記第6号様式(第6条関係)

その1

(親印)		ひとり親家庭等医療費受給者証	
記号		番号	
受給者	住所		
	氏名		男・女
	生年月日		
有効期間		年 月 日から	年 月 日まで
発行機関名及び印			
交付年月日		年 月 日	

(備考) 日本工業規格6977番(91mm×125mm)

注 意 事 項

- 1 この証で保険医療機関等において診療を受ける際は初診の場合に限り次の初診時一部負担金を支払ってください。
 - ① 医科受診の場合 580円
 - ② 歯科受診の場合 510円
 - ③ 柔道整復受療の場合 270円
 - ④ その他町長が定める額
- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証)に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- 3 受給者の資格がなくなったときは、速やかにこの証を町長に返してください。
- 4 氏名、居住地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて町長にその旨を届け出てください。
- 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に町長にその旨を届け出てください。
- 6 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 7 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに町長に返してください。
- 8 不正にこの証を使用した者は、罰法により処分を受けます。

その2

 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ひとり親家庭等医療費受給者証</div>			
記 号		番 号	
受給者	住 所		
	氏 名		男・女
	生 年 月 日		
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
発行機関名及び印			
交 付 年 月 日	年 月 日		

(備考) 日本工業規格6列7番(91mm×128mm)

注 意 事 項

- 1 この証で保険医療機関等において診療を受ける際は次の一部負担金を支払ってください。
 - ① 医科、歯科、調剤、柔道整復の場合
1割に相当する額
 - ② その他町長が定める額
- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証)に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- 3 受給者の資格がなくなったときは、速やかにこの証を町長に返してください。
- 4 氏名、居住地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて町長にその旨を届け出てください。
- 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に町長にその旨を届け出てください。
- 6 この証を破ったり、汚したり又は失ったときは、再交付を受けてください。
- 7 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに町長に返してください。
- 8 不正にこの証を使用した者は、罰法により処分を受けます。

別記第7号様式(第7条関係)

重度心身障害者
ひとり親家庭等 医療費受給者証再交付申請書

年 月 日

ニセコ町長 様

申請者 住所
氏名 印
受給者との続柄

下記の理由により重度心身障害者医療費受給者証・ひとり親家庭等医療費受給者証の再交付を申請します。

記

申請内容	受給者	氏 名					受給者番号	
		住 所						
	再交付 の理由	1 破損した 2 汚損した 3 紛失した 4 その他()						
※決定欄	課 長		係長		係		決定年月日	年 月 日
	1 上記申請内容を審査の結果、適当と認められたので受給者証を再交付する。 2 次の理由により上記申請を却下する。							
	却 下 理 由							

(注) 申請者は※欄は記入しないでください。

別記第8号様式(第8条関係)

重度心身障害者 医療費支給申請書
ひとり親家庭等

年 月 日

ニセコ町長 様

申請者 住 所

氏 名



受給者との続柄

重度心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費の支給を受けたいので証拠書類を添えて申請します。

記

申 請 者	受給者番号			医療保険 記号・番号			
	住 所						
	氏 名			生年月日	年 月 日		
請 求 内 容	医療を受けた病院 名称						
	所在地						
診 療 の 内 容	入院別	入院・入院外	療養の 期 間	自 至	年 月 日 年 月 日		
	発病の原因			療養日数	月(日)		
	療養に要した費用	円					
医 療 費 の 支 払 方 法	1 現金払	金 融 機 関 名	銀 行		支 店		
	2 口座払		口座番号	口座番号	名義人		
※ 決 定 欄	課長	係長	係	決 定 年 月 日	年 月 日		
	1 上記申請内容を審査結果、次のとおり支給する。 2 次の理由により上記申請を却下する。						
	支給決定	総医療費	保 険 給 付 額	高 額 療 養 費	附加給付及び 保険対象外額	初診時一 部負担金	支 給 決 定 額
	却下理由						

(注) 申請者は※欄は記入しないでください。

別記第9号様式(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

ニセコ町長



重度心身障害者
ひとり親家庭等 医療費支給決定通知書

次のとおり重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費の支給額を決定しましたので通知
します。

記

- 1 決定支給額 円
- 2 支払年月日 年 月 日
- 3 支払場所

別記第10号様式(第10条関係)

重度心身障害者 医療費受給者住所等変更届
ひとり親家庭等

年 月 日

ニセコ町長 様

届出者 住 所

氏 名

㊦

受給者との続柄

下記のとおり住所等に変更がありましたのでお届けします。

記

届 出 内 容	受給者氏名						受給者番号			
	住所	新						変更年	月	日
		旧								
	氏名	新						変更年	月	日
		旧								
	保険者	新	保険者名		記号		附加	有・無	変更年	月
旧				番号		給付	有・無			
	新	被保険者(世帯主)の氏名								
	旧									
	高齢者の医療の確保に関する法律	医療受給者証の番号				資格取得年月日	年 月 日			
※ 処 理 欄	課長		係長		係		処理年月日	年 月 日		
	上記届出により次のとおり処理する。									
	新受給者番号									
	変更年月日		台帳整理	未・済	払出簿整理	未・済	受給者証訂正(回収)	未・済		

(注) 届出者は※欄は記入しないでください。

別記第11号様式(第10条関係)

重度心身障害者 医療費受給資格喪失届
ひとり親家庭等

年 月 日

ニセコ町長 様

届出者 住 所

氏 名



受給者との続柄

下記の理由により重度心身障害者医療費受給資格・ひとり親家庭等医療費受給資格が喪失しましたのでお届けします。

記

届出内容	受給者	氏 名		受 給 者 番 号				
		住 所						
	資格喪失の理由	1 他の市町村へ転出 2 被用者保険本人に変更 3 生活保護の受給開始 4 死亡 5 その他 []						
	発生年月日	年 月 日						
※決定欄	課 長		係 長		係		決 定 年 月 日	年 月 日
	上記届出により次のとおり資格喪失の決定をする。							
	資格喪失年月日	年 月 日	台帳整理	未・済	払出簿整理	未・済	受給者証回収	未・済

(注) 届出者は※欄は記入しないでください。

別記第1号様式(第4条関係)

別記第2号様式(第4条関係)

別記第3号様式(第5条関係)

別記第4号様式(第5条関係)

別記第5号様式(第6条関係)

別記第6号様式(第6条関係)

別記第7号様式(第7条関係)

別記第8号様式(第8条関係)

別記第9号様式(第9条関係)

別記第10号様式(第10条関係)

別記第11号様式(第10条関係)